目次（令和7年度版）

移動式製造設備（充填設備）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-2-

過去２ヶ年の当該特定施設の変更工事内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-5-

【高圧ガス保安法】（保安法）

製造のための施設の位置、構造及び設備（従来型タンクローリー）

についての技術上の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-6-

【液化石油ガス法】（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）

　充填設備（新型バルクローリー）の技術基準・・・・・・・・・・・・・・・・　-10-

　液化石油ガスの充填作業の技術基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-14-

その他の検査項目

　車両に固定した容器による移動に係る保安上の措置及び技術上の基準・・・・・ 　-18-

　容器保安規則関係基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 -19-

　保安教育、危害予防規程、定期自主検査等について・・・・・・・・・・・・・　-19-

危害予防規程の変更の履歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -21-

保安管理組織表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　-22-

記入上の注意

１　各項目の　　　　で示した箇所に求めた数値、記号または語句等を記入し、検査結果の「適」、「不適」に○を付けてください。改善後に適となった場合等はその旨を余白に記入してください。

２　検査結果欄には、検査結果、措置等を具体的に記入してください。

３　該当しない項目については、検査結果欄に赤色で斜線を入れてください。

４　ガス漏えい検知警報設備、防消火設備等で設備が複数設置されている等、記入が困難な場合には、設置の状況やその根拠を示してください。

５　規則・告示については、令和6年12月現在のものであり、今後、国の法令等の改正に伴って内容が変更されることがあります。

６　判定基準には、技術上の基準のほか例示基準の概要等を示しています。また、この保安検査記録は保安検査方法の概要を示したものです。検査方法の詳細は液化石油ガス保安規則及び関係する告示、例示基準等を参照してください。

７　記入にあたってはＳＩ単位を用いてください。

８　「保安検査の基準日」は、前回の保安検査証に記載されている「保安検査の年月日」から１年を経過した日を記載してください。なお、保安検査証を受けたことがない施設については、空欄にしてください。施設の概要

１．移動式製造設備（充填設備）の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 車両登録番号 | 容器番号 | 容器製造日 | 再検査年月日 | 処理能力(Nm3/日) |
|  |  |  |  |  |

●保安検査の基準日：令和　　年　　月　　日

●車両の形式・許可の種類による適用法令と保安検査記録の記入ページ

充塡先が工業用のみ

(保安法の許可有)

液石則9条1項　 P6～7

液石則9条2項 P8～9

その他事項(保安法) P18～22

従来型タンクローリー

（液石則第２条第９号に定める移動式製造設備）

充塡先が民生用のみ

(液石法の許可有)

液石則9条1項　 P6～7

液石法規則72条3～5号 P16～17

その他事項(保安法) P18～19

充塡先が工業用・民生用共

(保安法・液石法の許可有)

液石則9条1項　 P6～7

液石則9条2項 P8～9

液石法規則72条3～5号 P16～17

その他事項(保安法) P18～22

充塡先が工業用のみ

(保安法の許可有)

液石法規則64条 P10～13

液石則9条1項5号,2項2号 P6,7,9

液石法規則72条1号 P14～15

その他事項(保安法) P18～22

新型バルクローリー

（液石法施行規則第６４条充第１項に定める充填設備）

液石法規則64条 P8～11

液石法規則72条1,2,4,5号 P12～15

その他事項(保安法) P16～17

充塡先が民生用のみ

(液石法の許可有)

液石法規則64条 P10～13

液石則9条1項5号,2項2号 P6,7,9

液石法規則72条1,2,4,5号 P14～17

その他事項(保安法) P18～22

充塡先が工業用・民生用共

(保安法・液石法の許可有)

※　保安法＝高圧ガス保安法　　液石則＝保安法液化石油ガス保安規則　　容器則＝保安法容器則

※　液石法＝液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律　　液石法規則＝液石法施行規則

※　充填設備：液石法においては「充てん設備」と標記

※　その他事項(保安法)＝保安法の定期自主検査関係、危害予防規定関係、保安教育関係

※　P16　移動の基準関係（液石則48条）は、全ての製造施設、充塡設備に対して記載が必要です。

※　P17　容器則関係（10条,24条）は、全ての移動式製造設備、充塡設備に対して記載が必要です。

※　P17～20　充塡先が民生用のみ（保安法の許可がない場合）は記載不要です。

* 新型バルクローリーで工業用に充塡する場合（保安法の許可を有する場合）は液石則9条1項5号及び、2項2号の容器置場の基準が適用されます。また、製造の方法の基準は液石法規則72条1号の基準が適用されます。

２．保安検査対象の施設の事故履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 製造施設名 | 事故発生年月日 | 事故の内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

３．保安に係る取組状況（当該事業所におけるもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 保安管理のための危害予防規程以外の規程、基準、手順書、マニュアル等の整備状況 |  |
| 危険予知訓練、ヒヤリハット等の取組状況 |  |
| 社内における委員会、研究会、ワーキング等の取組状況 |  |
| 社外における委員会、研究会、訓練等への参加状況 |  |
| 従業員へのＯＪＴに関する取組状況 |  |
| 上記各種取り組みに関する記録状況他、得られた技術情報の整備状況 |  |

４．従事者数等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所従業員数 | 名 | 高圧ガス製造施設従事者数 | 液化石油ガス　　 名その他のガス　　 名合　計　　　　 名 | 製造保安責任者免状所有者数 | 名 | 移動監視者数 | 名 |

〔過去２ヶ年の当該特定施設の変更工事内容〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 変更許可(届出年月日及び番号) | 変更内容（なるべく項目ごとに記載すること） |
| 完成検査の年月日及び番号 |
| １ |  |  |
|  |
| ２ |  |  |
|  |
| ３ |  |  |
|  |
| ４ |  |  |
|  |
| ５ |  |  |
|  |
| ６ |  |  |
|  |
| ７ |  |  |
|  |
| ８ |  |  |
|  |
| ９ |  |  |
|  |
| １０ |  |  |
|  |
| １１ |  |  |
|  |
| １２ |  |  |
|  |
| １３ |  |  |
|  |
| １４ |  |  |
|  |
| １５ |  |  |
|  |

製造のための施設の位置、構造及び設備についての技術上の基準

（液石則第9条第1項）

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第1号 | 引火性物質等の状況 | 目視 | 製造施設の付近に引火性物及び発火性物がないか。 | 適　不適 |
| 第2号① | 警戒標 | 目視及び検査記録類 | 充塡作業中に第三者の目につきやすい場所に掲げるようになっているか。※破損等がないか確認すること。 | 適　不適 |
| 第3号（第6条第1項第17号）告4条⑮ | 高圧ガス設備の耐圧性能(容器を除く) | 試験及び記録類 | 高圧ガス設備の種類、使用材料等の区分ごとに定める期間内に1回以上の内部目視検査、外部目視検査及び非破壊検査を実施し、異常のないこと。非破壊検査の種類：　　　　　　　　　　　　　　　　検査実施日：　　　　年　　月　　日 | 適　不適 |
| 第3号（第6条第1項第18号）告5条⑮ | 高圧ガス設備の気密性能 | 試験及び記録類 | 運転状態若しくは運転を停止した状態又は開放検査後の組み立て状態において気密試験を実施し、漏えいのないことを確認すること。[常用圧力]　　　　　　　　　　　 　MPa[試験圧力]　　　　　　　　　　　　 MPa[試験日]　　　　年　　月　　日[保持時間]　　　　　　　　　　　　分間[使用ガス名]　　　　　　　　　　　　　 | 適　不適 |
| 第3号（第6条第1項第19号）⑯ | 高圧ガス設備の肉厚(容器を除く) | 目視、計測、記録類及び図面 | 肉厚測定用器具で肉厚を測定し、常用の圧力に応ずる十分な強度を有する肉厚であるか確認したか。また、強度を弱める腐食がなかったか。※肉厚測定箇所を数点以上定めておくこと。　　　[測定日]　　　　年　　月　　日 | 適　不適 |
| 第4号 | 消火設備 | 目視、作動試験、記録類及び図面 | 粉末消火器を設置しているか。(1)粉末消火器(能力単位B-10の消火器3個相当) | 適　不適能力単位：B-　　　　個数：　　　個 |
| 第5号（第6条第1項第35号イ）① | 容器置場の明示及び警戒標 | 目視及び図面 | ＬＰガス容器置場、火気厳禁、立入禁止等、第三者に識別できる大きさで掲示してあるか。※汚損等がないか確認すること。 | 適　不適 |
| 第5号（第6条第1項第35号ハ、第35号ニ）② | 置場距離 | 目視、計測記録類及び図面 | 容器置場面積：　　　　　　m2★置場距離短縮措置　　有　・　無　第1種置場距離[法定] 　　　　m　　[実際] 　　　　m【保安物件名】(固有名詞)　　※確認のこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第2種置場距離[法定] 　　　　m　　[実際] 　　　　m【保安物件名】(固有名詞)　　※確認のこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　容器置場の外面から敷地境界までの最短距離　　　　　　　　m置場距離短縮措置がある場合[措置内容] | 適　不適 |
| 第5号（第6条第1項第35号ヘ）⑪ | 容器置場のガスの滞留防止 | 目視及び図面 | 滞留しない構造になっていること。1. 開口部　　　　：　　　　　　　方向

2.四方を囲まれた容器置場の場合容器置場面積：　　　　　　m2換気口2方向以上で床面積1 m2当たり300cm2以上換気口　　：　　　　方向 　　開口部面積：　　　　m2 | 適　不適 |
| 第5号（第6条第1項第35号チ） | 容器置場の消火設備 | 目視及び図面 | 粉末消火器の設置1. 停滞量10トンにつき「B-10」1個相当以上のものを設置(最小設置数：2個相当以上)2. 設置状況等 設置状況(外観、検査状況を含む。)は適切か。　 | 1.適　不適能力単位：B-　　　　個数：　　　個2.適　不適 |

備考　告４条：製造細目告示第４条

　　　①：液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（例示基準）１．

（参考事項）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機器名／年度（西暦） | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 容　器 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ポンプ（　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ポンプ（　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 配管弁類（　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 配管弁類（　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 配管弁類（　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他（　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他（　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他（　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

開放検査に係る計画・実績表

※実施済みを●、実施予定を○で表記してください。

製造の方法についての技術上の基準（液石則第9条第2項）

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 充塡についての保安上支障のない形態（第１号） | イ |  | 目視、記録類 | 1. 車両に固定された容器（燃料用として充塡するものに限る）には、充塡しないこと。 | 1.適　不適 |
| ロ | 保安距離 | 目視 | 1. 充塡するときは、あらかじめ、製造設備の外側から第一種保安物件、第二種保安物件に対して、それぞれ15m以上、10m以上の距離があることを確認しているか。

ただし、受入者が許可を受け、又は届出されている設備に充塡する場合は受入者の設備と同一敷地内の保安物件は除かれる。保安距離又は許可、届出の有無の確認方法 | 2.適　不適 |
| ハニ | 過充塡の防止 | 目視 | 3. 充塡する容器、貯槽の液面計、過充塡防止装置の確認をしているか。 内容積1,000 ℓを超える容器、貯槽液面計若しくは過充塡防止装置 内容積1,000 ℓ以下の容器、貯槽液面計及び過充塡防止装置 | 3.適　不適 |
| ホ | 貯槽への充塡 | 目視 | 4. 貯槽に充塡するときは内容積の90％を超えないようにしているか。 | 4.適　不適 |
| ヘ㊷ | 火花放出防止措置 | 目視 | 1. 火花放出防止措置が施されているか。損傷はないか。
 | 5.適　不適 |
| ト㊸ | ガス漏えいの防止 | 目視 | 1. 送り出し、受入れの際は、配管の接続部分においてガスの漏えいが無いことを確認しているか。

また、配管内のガスを危害の生ずるおそれのないように少量ずつ放出した後にこれらの配管をとりはずしているか。 | 6.適　不適 |
| チ㉕ | 静電気除去措置 | 目視 | 7. 接地接続線に腐食や断線はないか。 | 7.適　不適 |
| リ | 車両の固定 | 目視 | 8. 車輪止めを携行しているか。(2個以上)（容器の内容積が4,000リットル以上の場合） | 8.適　不適 |
| 容　　器　　置　　場　　（　第　２　号　） | 第6条第2項第7号イ | 置場の区分 | 目視 | 充塡容器と残ガス容器を区分して容器置場に置くこと。 | 適　不適 |
| 第6条第2項第7号ロ | 置場の整理 | 目視 | 計量器等作業に必要なもの（＊1）以外の物を置かないこと。（容器が搬入されている場合に限る） | 適　不適 |
| 第6条第2項第7号ハ | 火気使用禁止等 | 目視 | 1. 周囲2m以内においては火気の使用を禁止するとともに引火性、発火性の物を置かないこと。2. 障壁の設置の有無　 有　・　無　 障壁の構造：　　　　　　　　　　　 | 適　不適 |
| 第6条第2項第7号ホ | 転落、転倒防止措置 | 目視 | 転落、転倒防止措置内容(内容積が5 ℓ以下のものを除く)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適　不適 |
| 第6条第2項第7号ヘ | 携帯電灯以外の燈下携帯禁止 | 目視 | 携帯電燈以外の燈火を携帯して立ち入らないこと。 | 適　不適 |

＊1　計量器等作業に必要な物：計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、

　　　　　　　　　　　　　　塗装用設備（塗料を除く）、温度計等

液化石油ガス法

充塡設備（新型バルクローリー）の技術基準（液石法規則第64条第1項）

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | バルク告示 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第1号 | 貯蔵設備 | 目視（容器の確認） |  | 容器の刻印又は標章の確認 | 適　不適 |
| 第2号 | 耐圧試験 | 試験又はその記録 | 17 | 当該設備の内部及び外部について、目視及び非破壊検査により設備の欠陥の有無を検査し、異常がないこと。[検査実施日]　　　　年　　月　　日 | 適　不適 |
| 第3号 | 気密試験 | 試験又はその記録 | 18 | 常用の圧力以上の圧力で安全な気体を使用して行い、10分間以上保持して漏えいがないこと。[常用圧力]　　　　　　　　　MPa[試験圧力]　　　　　　　　　MPa[試験日]　　　　年　　月　　日[保持時間]　　　　　　　　分間[使用ガス名]　　　　　　　　  | 適　不適 |
| 第4号 | 肉厚 | 測定又はその記録 | 19 | 肉厚測定器具で肉厚を測定し、最小厚さ以上の肉厚を有すること。[測定日]　　　　年　　月　　日 | 適　不適 |
| 第5号 | 充塡ポンプ又は圧縮機 | 目視及び図面 |  | 起動及び停止は遠隔操作が可能であること。 | 適　不適 |
| 第6号 | 発電機 | 図面等 |  | 発電機（　有　・　無　）火花を発生しない機構であること。 | 適　不適 |
| 第7号 | 充塡ホース | 目視記録等 |  | 設置状況JIS-K6347(1995)鋼線編組式ホース | 適　不適 |
| 第8号 | 充塡ホースの安全継手 | 作動試験又はその記録長さ測定 | 20 | 1.液化石油ガスに侵されない材質（　　　）2.530Nの引張荷重を加えたとき、自動的に分離し、瞬時に遮断する。3.充塡ホースの先端から60cm以内長さ(　　　　　　cm) | 適　不適 |
| 第9号 | 充塡ホースのカップリング用液流出防止装置 | 目視記録 | 21 | 設置状況1.液化石油ガスに侵されない材質（　　　）2.容易に切り離しが可能3.1万回以上の接続、切り離しに耐える。（型式ごとの作動試験合格品）4.接続、切り離しを10回繰り返した場合の漏れ量が50cm3以下。5.1mの高さから自然落下させたときに漏れがなく、かつ、着脱性能に影響がない。6.使用中及び輸送中の振動に耐える。7.表示製造事業者の名称、記号製造番号製造年月呼び径 | 適　不適 |
| 第10号 | 均圧ホース | 目視記録等 |  | 均圧ホース（　有　・　無　）設置状況JIS-K6347(1995)鋼線編組式ホース | 適　不適 |
| 均圧ホース用安全継手 | 目視作動試験又はその記録長さ測定 | 20 | 設置状況1.液化石油ガスに侵されない材質（　　　）2.530Nの引張荷重を加えたとき、自動的に分離し、瞬時に遮断する。3.充塡ホースの先端から60cm以内 | 適　不適 |
| 均圧ホース用脱着カップリング | 目視記録等 | 22 | 設置状況1.液化石油ガスに侵されない材質（　　　）2.容易に切り離しが可能3.1万回以上の接続、切り離しに耐える。（型式ごとの作動試験合格品）4.接続、切り離しを10回繰り返した場合の漏れ量が気体状態で12 ℓ以下。5.1mの高さから自然落下させたときに漏れがなく、かつ、着脱性能に影響がない。6.使用中及び輸送中の振動に耐える。7.表示製造事業者の名称、記号製造番号製造年月呼び径 | 適　不適 |
| 第11号第12号 | 緊急遮断装置 | 目視又は図面作動試験又はその記録 |  | 緊急遮断装置（　有　・　無　）破損防止機能（　有　・　無　）逃し弁等（　有　・　無　） | 適　不適 |
| 第13号 | 液面計 | 目視作動試験又はその記録 | 23 | 設置状況1.液化石油ガスに侵されない材質（　　　）2.耐圧部分は、ガラス若しくは合成樹脂を使用しない。　　　材質（　　　）液化石油ガスを放出しない構造構造（　　　　　　　　　）3.自動車部品振動試験合格品JIS-D1601(1990) | 適　不適 |
| 第14号 | 温度計 | 目視精度測定又はその記録 | 24 | 設置状況1.液相部を測定2.測定範囲及び目盛範囲（最低目盛と最高目盛の範囲は100度） | 適　不適 |
| 第15号 | 圧力計 | 目視精度測定又はその記録 | 25 | 1.設置場所2.ブルドン管圧力計等常用の圧力を適切に測定 | 適　不適 |
| 第16号 | 誤発進防止装置 | 目視及び図面作動試験又はその記録 | 26 | 設置状況1.充塡ホースを受け金具から取り外している間全輪にブレーキが作動又は発進不可2.ホースの格納及び操作箱の閉鎖によって上記機能が解除 | 適　不適 |
| 第17号 | 緊急停止スイッチ | 目視及び図面作動試験又はその記録 | 27 | 設置状況1.固定式及び遠隔操作用携帯式2.緊急遮断弁の閉止、車両のエンジン停止、ポンプ等の停止3.警報を発する又は表示する | 適　不適 |
| 第18号イ | 自動停止装置ガス検知 | 目視及び図面作動試験又はその記録 | 28 | 1.機能及び構造ｲ　警報設定値において自動的に警報ﾛ　警報設置値は、爆発下限界の1/4以下ﾊ　警報精度は、設定値に対し±25％以下ﾆ　警報設定値の1.6倍の濃度で通常30秒以内ﾘ　防爆性能ｦ　警報は、ランプが点灯又は点滅するものﾜ　JIS-D1601(1990)自動車部品振動試験に合格2.設置状況ｲ　操作箱内に1個以上設置ﾛ　検出端部は適切かﾊ　警報場所、ランプ点灯場所は運転室内 | 1.適　不適2.適　不適 |
| ロ | 衝撃検知 | 目視及び図面作動試験又はその記録 | 29 | 1.感震器は150ガル以上の水平振動加速度で作動2.振動検知器は100m/s2以上の振動加速度で作動3.感震器等は操作箱内又は車両後部に1個以上4.防爆性能5.JIS-D1601(1990)自動車部品振動試験に合格 | 適　不適 |
| ハ | 操作箱の扉開閉検知 | 作動試験又はその記録 |  |  | 適　不適 |

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第19号(第14条第1号)《1》 | 充塡設備の使用の本拠 | 目視及び図面 | 充塡設備の使用の本拠地の所在地は明示し、警戒票を掲げる1.掲示位置出入口、又は外部から見やすい場所2.表示内容　　　イ　ＬＰガス充塡設備　　　ロ　燃　　　ハ　火気厳禁第三者に識別できる大きさで掲示してあるか。※汚損等がないか確認すること。 | 適　不適 |
| 第19号(第14条第2号，第3号)《2》 | 施設距離 | 目視、計測記録類及び図面 | 充塡設備の本拠地の所在地の面積：　　　　　　m2★施設距離短縮措置　　有　・　無　第1種施設距離[法定] 　　　　m　　[実際] 　　　　m【保安物件名】(固有名詞)　　※確認のこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第2種施設距離[法定] 　　　　m　　[実際] 　　　　m【保安物件名】(固有名詞)　　※確認のこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適　不適 |
| 第19号(第14条第5号)《4》 | 滞留しないような構造 | 目視及び図面 | 滞留しない構造になっていること。□　建屋設置なし□　床面積：　　　　　　m2　　（床面積1 m2当たり300cm2以上）　　（一箇所の換気口面積2,400cm2以下） 　　開口部面積：　　　　m2□　四方を囲まれている場合換気口　　：　　　　方向* 強制換気装置（例示基準4.(2)の基準に適合）
 | 適　不適 |

《1》：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準１．

液化石油ガス法

液化石油ガスの充塡作業の技術基準（液石法規則第72条）

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第64条第１項の充塡設備によりバルク容器又はバルク貯槽に充塡する場合 | 第1号ｲ | 最初に充塡する場合の確認 | 目視 | 液化石油ガスを最初に充塡する場合は、バルク容器又はバルク貯槽のメーカより提出されたつぎの試験成績書等を確認し、充塡を実施しているか。1.バルク貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験2.液面計作動試験3.過充塡防止装置作動試験 | 適　不適 |
| 第1号ﾛ | 保安距離 | 目視 | 充塡するときは、あらかじめ、充塡設備の外面から第一種保安物件、第二種保安物件に対して、それぞれ1.5m以上、1.0m以上の距離があることを確認しているか。距離が不足する場合は、第19条第3号ロの構造壁等の設置を確認しているか。保安距離の確認方法 | 適　不適 |
| 第1号ﾊ | 充塡開始前の確認 | 目視 | 充塡開始前に、充塡設備とバルク貯槽等との接続部分に液化石油ガスの漏えいがないことを確認しているか。 | 適　不適 |
| 第1号ﾆ | 充塡ホース | 目視 | 充塡ホース上を車両が通過しないよう確認しているか。 | 適　不適 |
| 第1号ﾎ | 標識 | 目視 | 充塡作業中は、充塡設備の車両の周囲に「充塡作業中」、「火気厳禁」の警戒標識を掲げているか。 | 適　不適 |
| 第1号ﾍ | ブレーキ表示灯 | 目視 | 充塡作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯しているか。 | 適　不適 |
| 第1号ﾄ | 車止め | 目視 | 充塡作業中は、車止めを設けること等により車両を固定しているか。 | 適　不適 |
| 第1号ﾁ | 液面計の監視 | 目視 | 充塡作業中は、バルク貯槽等の液面計を常時監視し、充塡した液化石油ガスの容量がバルク貯槽等の内容積の85%（地下埋設バルク貯槽で内容積2,000リットル以上の場合は90%）を超えないように確認しているか。 | 適　不適 |
| 第1号ﾘ | キャップの取外し | 目視 | カップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行っているか。 | 適　不適 |
| 第1号ﾇ | 作業終了後 | 目視 | 充塡作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいがないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じているか。 | 適　不適 |
| 第1号ﾙ | 液封防止 | 目視 | バルク貯槽等の液取入弁は、液封を防止するため常時開放していることを確認しているか。 | 適　不適 |
| 第1号ｦ | 基礎等の確認 | 目視 | バルク容器に充塡するときは、基礎に確実に設置され、安全な充塡が可能であることを確認しているか。 | 適　不適 |
| 第1号ﾜ | 充塡設備の使用の本拠火気使用禁止等 | 目視 | 1. 充塡設備の使用の本拠地の所在地は、周囲2m以内においては火気の使用を禁止するとともに引火性、発火性の物を置かないこと。2. 障壁の設置の有無　 有　・　無　 障壁の構造：　　　　　　　　　　　 | 適　不適 |
| 第64条第１項の充塡設備により容器又は貯槽に充塡する場合 | 第2号ｲ | 最初に充塡する場合の確認 | 目視 | 液化石油ガスを最初に充塡する場合は、容器又は貯槽のメーカより提出されたつぎの試験成績書等を確認し、充塡を実施しているか。1.貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験2.液面計作動試験3.過充塡防止装置作動試験 | 適　不適 |
| 第2号ﾛ | 保安距離 | 目視 | 充塡するときは、あらかじめ、充塡設備の外面から第一種保安物件、第二種保安物件に対して、それぞれ15m以上、10m以上の距離があることを確認しているか。保安距離の確認方法 | 適　不適 |
| 第2号ﾊ、ﾆ | 充塡開始前の確認 | 目視 | 貯槽等に充塡するときは、あらかじめ以下の装置等が設けられているか確認しているか。≪ハ≫内容積1,000㍑を超える貯槽等液面計又は過充塡防止装置≪二≫内容積1,000㍑以下の貯槽等液面計及び過充塡防止装置 | 適　不適 |
| 第2号ﾎ | 貯槽液面計の監視 | 目視 | 貯槽への充塡作業中は、液面計を常時監視し、充塡した液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90%を超えないように確認しているか。 | 適　不適 |
| 第2号ﾍ | 漏えいがないことの確認 | 目視 | 充塡開始前及び充塡中は、充塡設備と貯槽等との接続部分に液化石油ガスの漏えいがないことを確認しているか。 | 適　不適 |
| 第2号ﾄ | キャップの取外し | 目視 | カップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行っているか。 | 適　不適 |
| 第2号ﾁ | 準用 | 目視 | 第1号ニからトまで及び、ワの基準に適合するように液化石油ガスを充塡しているか。 |  |
|  | 1号ﾆ | 充塡ホース | 目視 | 充塡ホース上を車両が通過しないよう確認しているか。 | 適　不適 |
| 1号ﾎ | 標識 | 目視 | 充塡作業中は、充塡設備の車両の周囲に「充塡作業中」、「火気厳禁」の警戒標識を掲げているか。 | 適　不適 |
| 1号ﾍ | ブレーキ表示灯 | 目視 | 充塡作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯しているか。 | 適　不適 |
| 1号ﾄ | 車止め | 目視 | 充塡作業中は、車止めを設けること等により車両を固定しているか。 | 適　不適 |
| 1号ﾜ | 充塡設備の使用の本拠火気使用禁止等 | 目視 | 1. 充塡設備の使用の本拠地の所在地は、周囲2m以内においては火気の使用を禁止するとともに引火性、発火性の物を置かないこと。2. 障壁の設置の有無　 有　・　無　 障壁の構造：　　　　　　　　　　　 | 適　不適 |
| 第64条第２項の充塡設備により充塡する場合 | 第3号ｲ | 最初に充塡する場合の確認 | 目視 | 液化石油ガスを最初に充塡する場合は、容器、貯槽、バルク容器又はバルク貯槽のメーカより提出されたつぎの試験成績書等を確認し、充塡を実施しているか。1.バルク貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験2.液面計作動試験3.過充塡防止装置作動試験 | 適　不適 |
| 第3号ﾛ | 停止場所 | 目視 | 充塡設備の停止場所が以下の土地であるか。①他の車両と接触事故等を起こすおそれのない場所②液化石油ガスを供給する者又は供給を受ける者の所有又は占有する土地内 | 適　不適 |
| 第3号ﾊ | 保安距離 | 目視 | 充塡するときは、あらかじめ、充塡設備の外面から第一種保安物件、第二種保安物件に対して、それぞれ15m以上、10m以上の距離があることを確認しているか。保安距離の確認方法 | 適　不適 |
| 第3号ﾆ第3号ﾎ | 充塡開始前の確認 | 目視 | 容器又は貯槽に充塡するときは、あらかじめ以下の装置等が設けられているか確認しているか。≪二≫内容積1,000㍑を超える容器又は貯槽液面計又は過充塡防止装置≪ホ≫内容積1,000㍑以下の容器又は貯槽液面計及び過充塡防止装置 | 適　不適 |
| 第3号ﾍ | 貯槽液面計の監視 | 目視 | 貯槽への充塡作業中は、液面計を常時監視し、充塡した液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90%を超えないように確認しているか。 | 適　不適 |
| 第3号ﾄ | 火花放出防止 | 目視 | 充塡するときは、充塡設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講じているか。 | 適　不適 |
| 第3号ﾁ | 静電気除去 | 目視 | 充塡するときは、充塡設備に生ずる静電気を除去する措置を講じているか。 | 適　不適 |
| 第4号第5号 | ポンプ又は圧縮機からの漏えいの確認 | 目視 | 充塡するときは、ポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検しているか。漏えいのある時は、補修その他の危険防止措置を講じているか。□　あらかじめ確認している□　操作箱内のガス漏れ検知器等による確認　　（軸シール部のない構造のものを除く） | 適　不適 |

その他の検査項目

車両に固定した容器による移動に係る保安上の措置及び技術上の基準（液石則第48条）

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第1号① | 車両の警戒標 | 目視 | （1）車両の正面及び後方から見える個所に設置されているか。（2）規定の寸法のものに、黒地に蛍光黄で「高圧ガス」と記載されているか。※汚損していないか。 | 適　不適 |
| 第2号 | 温度計等 | 目視 | 温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けているか。 | 適　不適 |
| 第4号 | 高さ検知棒 | 目視 | （1）運転室の上部に設けられており、運転者が検知できるものであるか。（2）検知棒の先端が容器（付属品を含む）の頂部よりも10cm以上の高さであるか。（3）可とう性があるか。 ※腐食、損傷していないか。 | 適　不適 |
| 第10号 | バルブ、コックの表示 | 目視 | （1）開閉方向の表示及び「開」、「閉」の表示板が取り付けられているか。（2）開閉表示板が脱落していないか。 | 適　不適 |
| 第11号 | 移動開始時及び終了時の点検 | 記録類及び危害予防規程附属基準類（規程類） | 1.移動開始時及び終了時の点検を行っているか。※点検項目に漏れがないか2.異常事態を想定した作業基準を定めてあるか。 | 1.適　不適2.適　不適 |
| 第12号 | 消火設備ならびに応急措置に必要な資材及び工具等の携行 | 目視 | （1）消火器を携行しているか能力単位　　　　　　　　　　　　個数　　　　　　　　　　　　　　（2）必要な資材及び工具等を携行しているか。・赤旗・赤色合図灯又は懐中電灯・メガホン・ロープ（15m以上2本）・漏えい検知剤・車輪止め（2個）・革手袋 | （1）適　不適（2）適　不適 |
| 第14号第15号 | 移動監視者 | 書類 | 【積載量3,000kg以上】運転者が製造保安責任者免状（＊2）又は移動監視者講習修了証等を携行しているか。 | 適　不適 |
| 第16号 | 緊急時の措置 | 書類 | 【積載量3,000kg以上】充塡容器等が危険な状態になった場合又はそれらに係る事故が発生した場合の措置を講じているか。 | 適　不適 |
| 第18号 | 注意書面 | 書類 | 移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面（＊3）を携行しているか。 | 適　不適 |

 容器保安規則関係基準（保安法第46条第1項、第48条第1項第5号）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 |
| 容器則第10条 | 容器の表示 | 目視 | （1）「液化石油ガス」、「燃」を明示してあるか。（2）容器所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号を明示してあるか。 | 適　不適 |
| 容器則第24条 | 容器の再検査 | 記録類 | 容器の再検査を受検しているか。 | 適　不適 |

＊2　甲種化学・機械、乙種化学・機械、丙種化学（液石・特別）

＊3　参考；（一社）日本化学工業協会　物流安全管理指針に係る緊急連絡カード（イエローカード）

保安教育、危害予防規程、定期自主検査等について

| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 保安法第27条 | 保安教育 | 1．保安教育計画を定めてあるか。1. 保安教育の実施計画(年間計画等)を具体的に作成し、かつ、実施しているか。

保安教育回数　　　　　　　　　　回/年※保安教育計画に定める保安教育対象者に漏れがないか。3．充てん所においては、配送センター、出入りの販売店の職員を含め、高圧ガス移動に関する教育を行っているか。4．保安教育内容、結果等が詳細に記録されているか。　・教育実施者の氏名・教育を受けた者の氏名・教育資料等　　　・その他（教育の写真等）5．防災訓練を実施しているか。内容：　　　　　　　　　　　　　回数：　　回/年 | 1．適　　不適2．適　　不適3．適　　不適4．適　　不適5．適　　不適 |
| 液石則第81条 | 定期自主検査 | （1）製造設備の自主検査を毎年定期に年1回以上実施しているか。（2）保安係員は定期自主検査の検査記録を作成し、保存しているか。 | (1)適　不適(2)適　不適 |
| 液石則第61条 | 危害予防規程 | 1. 保安管理体制

（1）届け出を行った危害予防規程に定める体制と一致しているか。①高圧ガス保安統括者（同代理者）の地位、職務は適当であるか。②高圧ガス保安係員（同代理者）の地位、職務は適当であるか。③高圧ガス保安係員講習を受講しているか。受講計画表等が整備されているか。（2）保安査察等①保安統括者（同代理者）が事業所の保安管理状態を把握しているか。\*巡視回数等を下記に記入すること。[巡視回数]　・毎日（常駐している）・　　　　　　　　　回/週・　　　　　　　　　回/月* 回/年

[巡視内容](具体的に記入のこと。)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②経営者等の保安査察は行っているか。[実施]　している　・　していない＊「している」場合実施要領等を作成しているか。[作成]　有　・　無　実施回数：　　　　　　　　回/年保安査察者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊「していない」場合、その理由は　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1. 危害予防規程附属基準類

①緊急時の措置及びその訓練に関する基準類が整備されているか。関係者に訓練が実施されているか。実施回数：　　　　回/年②大規模地震対策特別措置法の強化地域内にある事業所について、警戒宣言が発せられた場合における対応について整備されているか③津波に係る地震防災対策を講ずるものとして南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置する事業所について、津波からの避難及び訓練・教育について整備されているか。④-1大規模地震に係る防災・減災対策について整備されているか。④-2津波防災地域づくりに関する法律の規定により津波浸水が想定される区域にある事業所については、津波に係る防災・減災対策について整備されているか。 | （1）①適　不適②適　不適③適　不適（2）①適　不適②適　不適2．①適　不適②適　不適③適　不適④2019.9.1施行（提出期限2020.8.31まで） |

危害予防規程の変更の履歴

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 届出年月日 | 受付番号 | 変更の内容 |
| 制定 | 　　年　　月　　日 | 第　　　　号 | 　 |
| 改訂 | 　　年　　月　　日 | 第　　　　号 | 　 |
| 改訂 | 　　年　　月　　日 | 第　　　　号 | 　 |
| 改訂 | 　　年　　月　　日 | 第　　　　号 | 　 |
| 改訂 | 　　年　　月　　日 | 第　　　　号 | 　 |

保　安　管　理　組　織　表

【　　　　年　　月　　日現在】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 保安統括者 | 保安統括者代理者 |  |
| 職名氏名 | 職名氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　　年　　月　　日 | 選任　　　年　　月　　日 |
|  |  |
| 保安技術管理者 | 保安技術管理者代理者 |
| 職名氏名 | 職名氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　　年　　月　　日 | 選任　　　年　　月　　日 |
|  |  |
| Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ |
| 保安係員 | 保安係員 | 保安係員 | 保安係員 |
| 職名氏名 | 職名氏名 | 職名氏名 | 職名氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 |
| 保安係員講習受講年月日年　　月　　日 | 保安係員講習受講年月日年　　月　　日 | 保安係員講習受講年月日年　　月　　日 | 保安係員講習受講年月日年　　月　　日 |
| 保安係員代理者 | 保安係員代理者 | 保安係員代理者 | 保安係員代理者 |
| 職名氏名 | 職名氏名 | 職名氏名 | 職名氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 |

保安統括者等届出のタイミングについて

＜液石則第65条、72条、73条、76条＞

保安統括者　　　　　　　　　　　　　　　　：選任・解任の都度

保安統括者の代理者　　　　　　　　　　　　：選任・解任の都度

保安技術管理者・保安係員　　　　　　　　　：８月１日～７月３１日にあった選任・解任の状況を

その後遅滞なく届出

保安技術管理者・保安係員の代理者　　　　　：届出不要

販売主任者・特定高圧ガス取扱主任者 　　　　：選任・解任の都度

販売主任者・特定高圧ガス取扱主任者の代理者：代理者制度なし